

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和2年
10月27日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 山口県補助金等交付規則第二条第一項第三号に規定する給付金に関する告示の一部改正 (財政課)……………一
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一
 - 解除予定保安林 (柳井市) (森林整備課)……………二
 - 洪水浸水想定区域の指定 (河川課)……………二
- 公告
 - 岩国都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催 (都市計画課)……………三
- 教委規則
 - 山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則……………四
- 雑報
 - 県報の正誤 (平成二十九年七月十四日山口県告示第二百七十五号)……………五
 - 県報の正誤 (平成二十九年十一月七日山口県告示第三百九十四号)……………五



山口県告示第三百六十八号

山口県補助金等交付規則第二条第一項第三号に規定する給付金に関する告示 (平成十九年山口県告示第百十六号)の一部を次のように改正する。

令和二年十月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

二(五)を(五)とし、(九)から(甲)までを(十)から(五)までとし、(八)の次に次のように加える。

(九) 地域経済活動回復支援事業交付金

山口県告示第三百六十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和二年十月二十七日から同年十一月十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和二年十月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 宇部興産株式会社
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場東地区
所在地 宇部市大字小串一九七八番地の一〇
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 (m^3 /日)	工事着手 予 定 年 月 日	工事完成 予 定 年 月 日	使用開始 予 定 年 月 日	間 隔 時 間 一 日 当 た り の 使 用 時 間
四七―八	一	令和二、 一、二、三	令和三、 二、二、五	令和三、 四、一	断 続 一 二 時 間 変 動 な し

備考 「四七―八」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供する分離施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 (m^3)
	通 常	最 大	
四七七八	八(五)九八、五〇〇	三〇〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。	四〇〇	四〇〇	〇・〇五
	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇一
	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇三

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	通 常	最 大	
No.10 排 水 口	七・五	九(六)九	八五、三三一・九
No.8 排 水 口	〃	〃	八五二、一二〇
No.7 排 水 口	八・三	〃	六四八、〇〇〇
No.6 排 水 口	〃	〃	九一、二〇〇
No.3 排 水 口	七・五	〃	一〇、〇〇〇
No.2 排 水 口	七・二	〃	五〇、二九九・九
No.1 排 水 口	七・四	九(六)九	二八、二三〇・八三五、九四〇・八

山口県告示第三百七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

令和二年十月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除予定保安林の所在場所

山口県告示第三百七十一号

柳井市阿月字松浦一〇七〇の九 保安林として指定された目的 魚つき 解除の理由 道路用地とするため

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により、次の河川に

ついて洪水浸水想定区域を指定した。

令和二年十月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 河川の名称
樫野川水系九田川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 河川の名
厚狭川水系厚狭川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 河川の名
郷川水系郷川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 河川の名
須佐川水系須佐川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 河川の名
田万川水系田万川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 河川の名
田万川水系原中川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)



(二三九) 岩国都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、岩国都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

令和二年十月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 開催の日時

令和二年十一月二十四日(火曜日)午後二時

- 二 開催の場所

岩国市山手町一丁目一五番三号

岩国市民文化会館

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する岩国都市計画道路三・四・十一岩国停車場保津線

次のとおりとする。

四 公述の申出の手續

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和二年十一月十七日(火曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇―一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、令和二年十一月十七日までの消印のあるものに限りません。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができるとする者を選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができるとする者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三―九三三―三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

岩国市三笠町一丁目一番一号

岩国土木建築事務所

岩国市今津町一丁目一四番五一号

岩国市都市開発部都市計画課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)



山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月二十七日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第七号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則(昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立岩国総合高等学校の項中「105」を「90」に改め、同表山口県立熊毛北高等学校の項中「35」を「30」に改め、同表山口県立徳山高等学校の項を次のように改める。

山口県立徳山高等学校	周南市	本校	普通科	3	240	夜	普通科	3又は4	40
			理数科	3	40		4		
山口県立徳山高等学校	周南市	徳山北分校	普通科	3	—	夜	普通科	—	—
			普通科	—	—		—		
		鹿野分校	普通科	3	—	夜	—	—	—

徳山北分校の全日制課程普通科及び鹿野分校の全日制課程普通科は、令和3年度から生徒募集を停止する。

別表の1の表山口県立徳山商工高等学校の項中

40
40
40
40
40
40

を
に改め、同表

40
40
40
35
35

山口県立宇部中央高等学校の項中「150」を「120」に改め、同表山口県立宇部西高等学校の項中「140」を「120」に改め、同表山口県立宇部商業高等学校の項中「105」を

「90」に、「35」を「30」に改め、同表山口県立宇部工業高等学校の項中

40
40
40
40
40

を

に改め、同表山口県立小野田工業高等学校の項中「35」を「30」に改め、同

35
35
35
35
35

表山口県立田部高等学校の項中「35」を「30」に改め、同表山口県立下関西高等学校の項中「160」を「140」に改め、同表山口県立下関南高等学校の項中「40」を「130」に改め、同表山口県立下関北高等学校の項中「105」を「90」に改め、同表山口県立下関工科高等学校の項中「80」を「70」に、「70」を「65」に、「40」を「35」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

正誤
平成二十九年七月十四日山口県告示第二百七十五号（公有水面の埋立ての免許の申請）



ページ	段	行	誤	正
三	上	左から六	三・四・六度〇・五分〇・二秒二・二六・〇・五メートル	三・二・一度四・四分一九秒三・九五・三メートル
四	上	左から七	三・四・二度四・九分五・九秒二・二三・〇・五メートル	三・一・九度五・二分四・七秒三・九七・七メートル

平成二十九年十一月七日山口県告示第三百九十四号（公有水面の埋立ての免許）

ページ	段	行	誤	正
三	上	左から一五	三・四・六度〇・五分〇・二秒二・二六・〇・五メートル	三・二・一度四・四分一九秒三・九五・三メートル
四	上	左から一六	三・四・二度四・九分五・九秒二・二三・〇・五メートル	三・一・九度五・二分四・七秒三・九七・七メートル

令和二年十月二十七日印刷

発行人所

山口県知事